

第11号議案

名古屋都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針の
変更に係る意見について(諮問)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)とは

- ・ 都市計画法第6条の2に基づき、**都道府県が作成**
- ・ 都市計画区域全域を対象として、**一市町村を超える広域的な見地**から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの
- ・ 本市は**名古屋都市計画区域**に含まれる

【都市計画法第6条の2】

都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

対象範囲



- 下記市町村の行政区域全域
- | | |
|-------|------|
| 名古屋市 | 瀬戸市 |
| 津島市 | 尾張旭市 |
| 豊明市 | 日進市 |
| 愛西市 | 清須市 |
| 北名古屋市 | 弥富市 |
| あま市 | 長久手市 |
| 東郷町 | 豊山町 |
| 大治町 | 蟹江町 |
| 飛島村 | |

変更理由と主な変更点

変更の理由

人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に対応するため。

主な変更点

- 日常生活に必要なサービスが身近に享受できる暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換
- 今後のリニア中央新幹線の開業により一層高まる広域的な集客ポテンシャルを活かした都市構造の構築
- 浸水、土砂災害から地域住民の生命と財産を守る防災・減災に向けた取り組みの充実

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構成

第1章 基本的事項

第2章 都市計画の基本的方針
～愛知の都市づくりビジョン～

第3章 都市計画の目標

第4章 区域区分の決定の有無および
区域区分を定める際の方針

第5章 主要な都市計画の決定等の方針

- 基準年次を平成30年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を設定
- なお市街化区域の規模や都市施設の整備目標などについては、平成42（2030）年を目標年次として設定

都市づくりの理念

『時代の波を乗り越え、
元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ』

基本方向

- ① 暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換
- ② リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進
- ③ 力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進
- ④ 大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保
- ⑤ 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進

第3章 都市計画の目標

(変更案P.16)

基本理念(名古屋都市計画区域)

**リニア開業によるインパクトを活かし、
多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり**

「元気」

リニア中央新幹線開業に伴うヒト、モノなどの動きの広域化、県営名古屋空港・名古屋港といった交流拠点とその周辺における航空宇宙産業をはじめとする産業の集積など、充実した国際的・広域的基盤を活かした都市づくりを進める

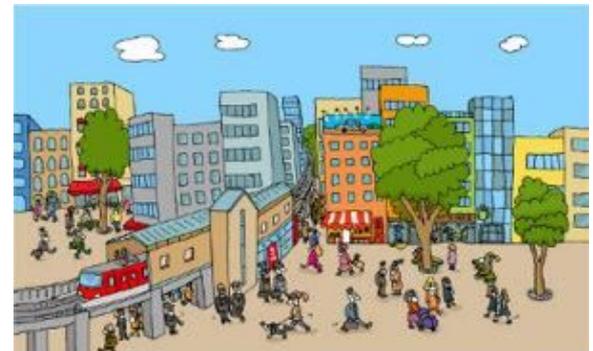
「暮らしやすさ」

商業・業務施設などの高次都市機能が集積し、都市住民がこれらのサービスを楽しむことができる便利で豊かな都市づくりを進める

都市づくりの目標

①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標

- 主要な鉄道駅周辺の中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導
- 地域のコミュニティが維持され、子育てしやすい環境などに配慮した市街地を形成
- 各拠点へアクセスできる公共交通網を充実させ、多核連携型のネットワークを形成



都市づくりの目標

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた目標

- リニア開業により一層高まる広域的な集客ポテンシャルを活かした名古屋都心部への多様な高次都市機能の集積
- 名古屋城をはじめとする歴史・文化資源や行祭事・イベントなどの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出



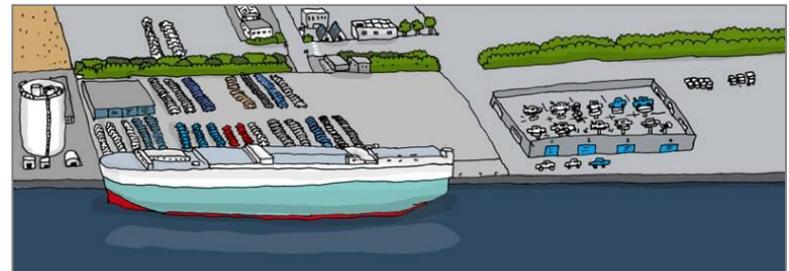
第3章 都市計画の目標

(変更案P.19)

都市づくりの目標

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標

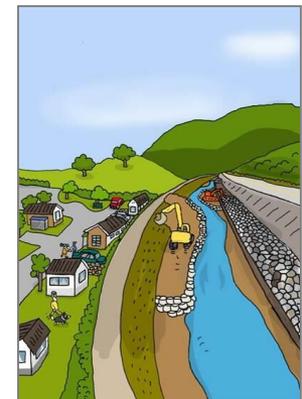
- 既存工業地やその周辺において工業・物流機能のさらなる集積を進めるとともに、名古屋港臨海部などに航空宇宙産業をはじめとする次世代産業の集積を高める工業系市街地を形成
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備



都市づくりの目標

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標

- 洪水・内水による浸水や土砂災害などの災害危険性の高い地区では、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進
- バリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成



第3章 都市計画の目標

(変更案P.20)

都市づくりの目標

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標

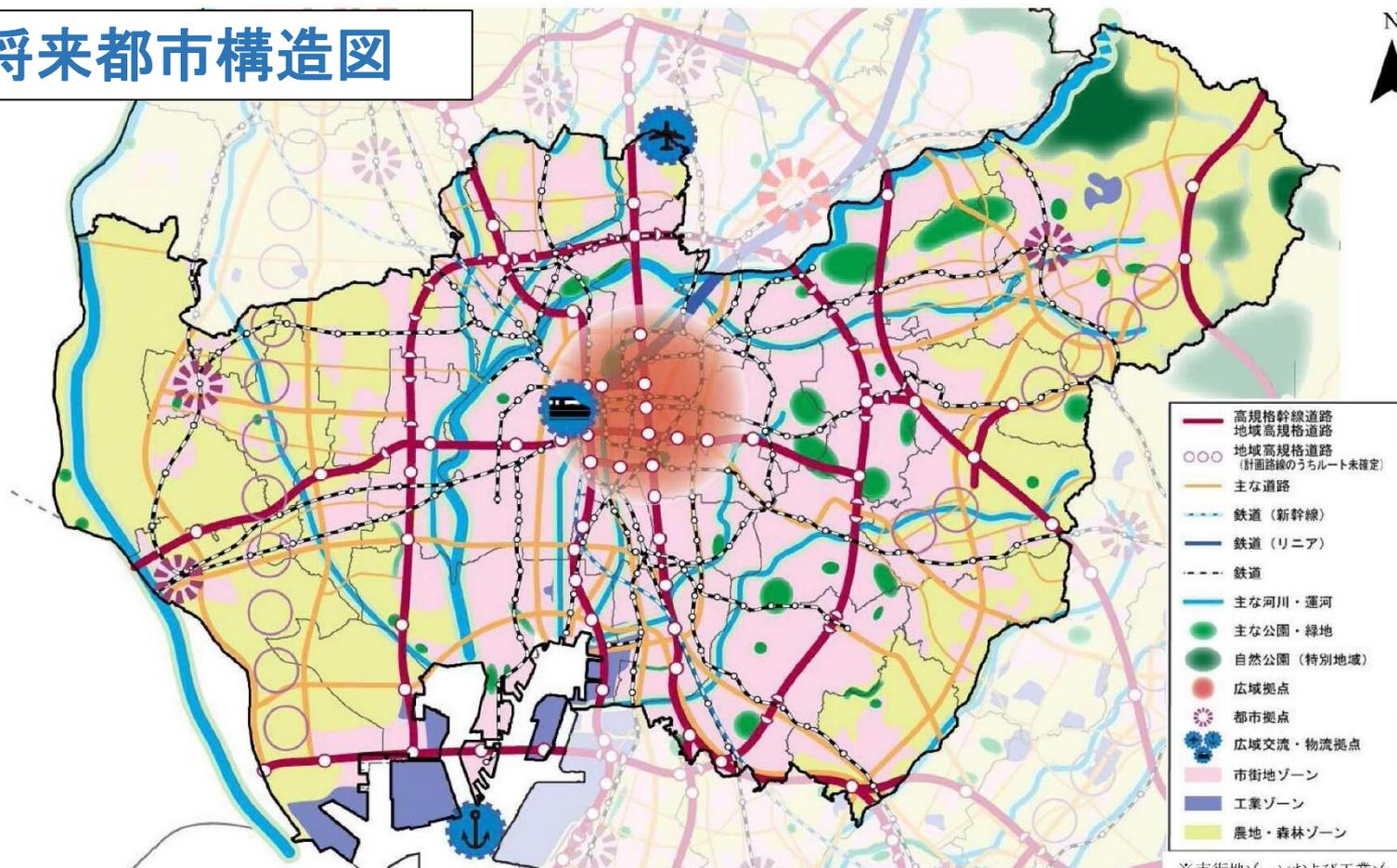
- 市街地では防災空間や潤いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、地域特性に応じて農地などの緑地の保全や民有地の緑化を推進
- 新たな市街地の開発にあたっては、民有地の緑化の推進、水辺・緑のつながりの確保などにより、生態系ネットワークの形成に配慮



第3章 都市計画の目標

(変更案P.21)

将来都市構造図



【都市の拠点】

- 名古屋都心部を様々な高次の都市機能が集積し、様々な交流を生む広域拠点に位置づけます。
- 津島駅、新瀬戸駅および弥富駅周辺を商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し、暮らしやすいまちなかを形成する都市拠点に位置づけます。
- リニア中央新幹線・東海道新幹線名古屋駅周辺と県営名古屋空港周辺を多くのヒトが集まる広域交流拠点、名古屋港周辺を広域交流・物流拠点に位置づけます。

※市街地ゾーンおよび工業ゾーンはH31年のおおむねの市街化区域を表示しています。

第4章 区域区分の決定の有無および 区域区分を定める際の方針

(変更案P.22～24)

区域区分の有無

本区域は、中部圏開発整備法に規定された都市整備区域を含むため、都市計画法の規定により区域区分を定める

区域区分の基本方針

都市的土地利用と自然的土地利用の役割やその調和に配慮しつつ、市街地として整備すべき区域は市街化の促進を行い、防災面や自然環境、農林漁業との調和の観点から保全すべきところなどは市街化の抑制を行い、土地利用の適正な規制・誘導を図る

第4章 区域区分の決定の有無および 区域区分を定める際の方針

(変更案P.23、24)

区域区分の方針

【人口】

単位:千人

尾張広域 都市計画圏	平成27年 (国勢調査)	平成42年 (目標年次)
都市計画区域	約5,127	約5,020
市街化区域	約4,417	約4,362

【産業】

単位:兆円

愛知県	平成25年	平成42年 (目標年次)
県内総生産額	約34.8	約44.1

人口は平成32年（2020年）頃ピークを迎えるものの、社会増・世帯分離などにより世帯数は増加

県内総生産は今後も増加

新たな住宅系および
産業系市街地が必要

土地利用

(1) 暮らしやすく環境に配慮した土地利用の推進

- 中心市街地や地域コミュニティの中心などに生活に必要な都市機能を誘導

(2) 地域のポテンシャルを活かした土地利用の促進

- 都心部に集積した高次都市機能や歴史文化資源などを活かした土地利用の促進

(3) 安全安心な生活を支える土地利用の実現

- 土砂災害警戒区域など災害危険度の高い地区では、原則として、新たな都市的な土地利用を抑制

都市施設

【交通施設】

- 東名・新東名高速道路など広域交通ネットワークを最大限活用しつつ、質の高い交通環境の形成・充実
- 公共交通の利用を促進、公共交通結節点の機能強化・充実
- 名古屋港は「国際産業戦略港湾」として機能を強化するため、船舶の大型化への対応、コンテナターミナルの運営効率化、アクセス性の強化を促進
- 南海トラフ地震などに備えるため、災害に強い交通体系の構築に向けた道路網の形成

概ね平成42年(2030年)までに整備を予定する主要な施設

- ・高速名古屋環状2号線(名古屋第二環状自動車道)
- ・名古屋環状2号線(一般国道302号)
- ・名古屋岡崎線(主要地方道名古屋岡崎線)
- ・名鉄名古屋本線連続立体交差

など

都市施設

【下水道及び河川等】

- 下水道の整備を積極的に促進するとともに、下水処理の高度化や合流式下水道の改善を促進
- 浸水被害を防止するため、河川の整備、河川管理施設の機能強化

【その他の都市施設】

- 市場、と畜場、火葬場、廃棄物処理施設などの供給処理施設は、周辺土地利用や交通施設などの都市計画との整合を図りながら適切な配置を促進

概ね平成42年(2030年)までに整備を予定する主要な施設

＜河川改修事業＞

一級河川 庄内川、一級河川 庄内川水系新川圏域内河川 など

＜海岸事業＞

名古屋港海岸

市街地開発事業

- 土地区画整理事業については、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と良質な住宅地や工業地の供給を促進
- 市街地再開発事業については、中心市街地や鉄道駅周辺を中心に土地の有効活用や高度利用が可能となるよう、民間活力を最大限に活用して都市機能の更新を促進

概ね平成42年(2030年)までに整備を予定する主要な市街地開発事業

<土地区画整理事業>

大曾根北、筒井、葵、大高駅前、ささしまライブ24、下志段味、上志段味、中志段味、茶屋新田 など

<市街地再開発事業>

鳴海駅前、錦二丁目7番

自然環境の整備又は保全

- 都市公園をはじめ、樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、自然的環境インフラネットワークを形成

概ね平成42年(2030年)までに整備を予定する主要な公園

＜都市基幹公園＞

名城公園、明德公園、東山公園、中村公園、鶴舞公園、瑞穂公園

＜大規模公園＞

大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地 など

＜その他＞

相生山緑地、荒池緑地、東墓園、勅使ヶ池墓園